



## 就業規則作成・労働基準法等所定の各種 協定締結のための 教職員過半数代表者選出のお願い!

本年4月1日、筑波大学は「国立大学法人筑波大学」になり、公務員であった教職員は、「文部科学教官・文部科学事務官」「文部科学技官」等から「国立大学法人筑波大学教員・事務職員・技術職員」等になります。

したがって、雇用関係を規制する法も、国家公務員法・教育公務員特例法等から、民間の企業等と同じ労働基準法・労働組合法等になります。そのため、民間企業等と同様に、筑波大学も、労働条件や職場規律に関する規則類、すなわち就業規則を自ら定めなければなりません。そして、就業規則の作成と変更については、「使用者」は「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない」とされています(労働基準法第90条)。

筑波大学つくばキャンパスには、現在、従業員の過半数で組織する労働組合がありません。そこで、教職員の過半数を代表する方を選出しなければなりません。法令にそって正しく選出がなされ、その意見を聴取することが、就業規則を制定するには不可欠です。

さらに、時間外労働等は、過半数代表者と協定を締結することによってのみ可能となります。この協定とは、「当該事

業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定」です(労働基準法第36条等)。例えば、労働基準法第36条に定める協定(いわゆる36協定)を教職員の過半数を代表する方との間で締結できなければ、4月1日から、一切の残業が脱法行為になります。

したがって、本学が国民の注視と期待の中で国立大学法人として出発し、順調に教育研究を進展させていくためには、必ず、教職員の中から、法人化後の筑波大学の活力ある教育研究事業の運営のあり方について優れた識見を持った最も適任と思われる方を、代表者として選出していただき、その方に就業規則の制定について意見を述べていただくとともに、筑波大学の安定的かつ円滑な運営に不可欠の協定を締結していただかなければなりません。

これは他人事ではなく、教職員の皆様ひとりひとりの勤務それ自体にかかわることであり、本学の未来にかかわることです。どうか、この趣旨を御理解いただき、各組織等における「代表者」選出の代議員選出には必ず参加され、教職員の過半数を代表する方の選出を速やかに進めていただきますよう、切にお願い申し上げます。

### <つくばキャンパスで働く教職員の対応>

本学の事務局担当者も残業を重ね、毎日努力していますが、4月1日までに準備完了というわけにはいかない状況です。

そこで、私たちは以下のように考えています。

#### <オプション1>

(1) つくば連絡会の副委員長・齋藤静夫、書記長・大井洋の2名を、労働者の暫定・過半数代表(団)に信任してください。

(2) ユニオン(委員長・今橋盛勝さん、事務局長・松本聖子さん)についても、労働者の暫定・過半数代表(団)に信任してください。

(3) 4月1日の時点で最低必要となる就業規則への意見、労使協定については、4人、および他に立候補する教職員代表からなる暫定・過半数代表(団)が対応する事を認めてください。

(4) 一方、各組織の一定人数ごとに、過半数代表(団)を選出する代議員を公正な方法で選出し、代議員総会によって労働者の過半数代表(団)を選出すること呼びかけます。

(5) 代議員総会による労働者の過半数代表(団)が、平成16年度末までに、暫定・過半数代表(団)を引き継ぎます。

#### <オプション2>

(1) 大学側に公正な選出方法を示すことを要望します。

(2) 公正な選挙により代議員を選出し、代議員総会によって過半数代表(団)を選出します。

(3) 4月1日の時点で、就業規則・労使協定について、過半数代表(団)が対応します。

**3月は、全教職員が協力し、新年度へ向けて力を蓄え、準備しよう!**

**膨大な引き継ぎ業務による、過労死を防ごう!**